

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡母（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に入社し、その後退職してA所在のC会社に勤務した後、平成〇年〇月、再び会社に入社して、自動車部品等の加工作業等に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日にめまいや右手のしびれ等の症状が出現したとして同月〇日、D病院に受診し「肺がん、脳転移の疑い」と診断され、平成〇年〇月〇日、喀痰細胞診にて「肺がん」と診断された。その後、被災者は同月〇日E病院に転医し、療養を継続していたが、同年〇月〇日死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、F医師の意見書によれば、被災者には粉じんばく露作業によって発症したじん肺所見が認められると明確に判断されているにもかかわらず、「じん肺所見が認められず、業務に起因する疾病により亡くなったとは認められないため」と決定されたことは到底納得できないと主張する。

(2) G医師は、死亡診断書において、被災者の直接死因を肺がんとしているところ、当該死因を否定する他の医学意見は認められない。また、H医師及びI医師は、それぞれ意見書において、被災者に発症した肺がんを検査所見等から原発性としている。

これらのことから、当審査会としても、被災者は原発性の肺がんにより死亡したものと判断する。

(3) 上記(2)のとおり、被災者は原発性の肺がんて死亡したものと認められるところ、請求代理人が主張するように、被災者がじん肺であったと認められれば、原発性の肺がんはじん肺の合併症であることから、被災者の肺がんによる死亡は業務上の事由によるものと認められることとなる。

このように、被災者がじん肺にり患していたか否かが問題となることから、じん肺の前提となる被災者の粉じん作業従事歴をみるに、以下のとおりである。

被災者は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までのうち、約8年10か月会社に在籍していたが、この間、被災者は、NC旋盤でフェノール樹脂製

のマグネットクラッチ用プーリーの内径に溝を掘る作業を行っていたものと認められる。当該作業は、樹脂製の部材の切削作業であるから、じん肺法施行規則に規定される粉じん作業には該当しない。

それ以前、被災者は、A所在のC会社に平成〇年〇月〇日まで在籍（入社年月日不明）していたとされるところ、請求人は、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、当該事業場において粉じん作業があったかどうかは不明であるが、セラミック製の部品を扱うことはなかったと思う旨申述し、ほかに、当該事業場において被災者が粉じん作業に従事したと合理的に推認するに足る客観的な資料等は認められない。

更にそれ以前、被災者は、平成〇年〇月〇日、会社に入社（退社年月日不明）し、Jの申述によれば、NC旋盤でアルミや鉄などの金属の切削加工を行っていたとされるが、注油しながらの加工であったとされ、これを否定する客観的な資料等は認められないことから、金属を切削する作業ではあるものの、じん肺法施行規則に規定される粉じん作業には該当しない。

平成〇年〇月〇日、会社に入社する以前においては、平成〇年〇月から平成〇年〇月までK所在のL会社に在籍していたとされるが、請求人は、前記聴取書において、被災者が行ったのはパイプ同士を組み立てる作業で、粉じん作業はなかったと思う旨申述している。

以上のとおり、被災者が会社等において従事していた作業は、じん肺法施行規則に規定される粉じん作業には該当しないと判断される。

したがって、当審査会としては、被災者はじん肺の前提となる粉じん作業に従事したものと認められないことから、粉じんばく露作業によって発症した「じん肺」と総合的に判断される旨のF医師の意見を認めることはできず、じん肺管理区分1相当、すなわちじん肺の所見がないとする労働局労働基準部健康課長から同労災補償課長への回答及びM医師意見は妥当であって、被災者にはじん肺の所見はないものと判断する。

- (4) F医師は、意見書において、「胸部CTでは『その他の陰影』に対応する小粒状影を認め、SCLSを伴う蜂窩肺所見を認めます。こうした所見はわずかに混入した石綿によるじん肺症と判断されるが、（以下略）」と述べ、また、CT画像上胸膜プラークを認めるとし、被災者に石綿ばく露があったことを示唆する。

労働基準法施行規則別表第1の2（以下「別表第1の2」という。）においては、石綿にさらされる業務による肺がんを業務上の疾病として規定しているが、被災者が会社及びそれ以前に在籍した事業場において石綿にばく露したと認めるに足る記録はない。他方、当審査会におけるCT画像の読影によっても胸膜プラークは認められず、そのほか、本件一件記録上、石綿認定基準に示された肺がんに係る認定要件を満たす可能性のある医学的所見も得られていない。

また、被災者が、別表第1の2において肺がんとの相当因果関係が認められているその他の業務に従事したとする記録は認められない。

- (5) 被災者は原発性の肺がんにより死亡したものであるが、上記(2)ないし(4)から、被災者に発症した肺がんは業務上の疾病とは認められず、したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。